

委員等からいただいた主なご意見とご意見に対する考え方

(主なご意見)

平面図等から損傷面積率を把握するのが難しい。把握する方法を具体的に示すべきである。

損傷状況を示す絵を活用して損害割合の把握を行う方法も検討してはどうか。

経験の無い職員でも、被害の状況を例示する絵から最も近いものを選択するような方法であれば短時間で判定できる。

建物の位置を特定する欄が必要だと思う。住所だけでは同じ住所に建物が何件も存在している場合があり特定できない。

数千戸単位の被害となると、時間や人的資源の限界があり、全ての住家について平面図等を描くことは難しい。
後々の被災者への説明を考えると、大変ではあるが、きちんと平面図等を描いた方が良い。

平面図や屋根伏図は描けると思われるが、写真を関連付けるのが難しい。

被害認定調査の経験が無い地方公共団体が独自に変更することは難しいため、複数の調査票を示す方が良いのではないか。

(ご意見に対する考え方)

⇒ **損傷面積率**等は、原則として6区分（～10%、～20%、～40%、～60%、～80%、～100%）のいずれかとして把握する。

⇒ 地震：木造・プレハブ(第1次)については、あらかじめ、損傷程度と損傷面積率から損傷率を計算した**被災住家のイメージ図等の資料**を参考にして、各部位（壁、屋根、基礎）の損害割合を把握する方法による調査票を選択できるものとする。

⇒ 判定した住家の範囲がどこまでかを**配置図**上に記録しておくこととする。

⇒ 地震_第2次の調査票のみ、**平面図**等により損傷状況を記録することとする。

⇒ 被災住家全体（外部から撮影できる全ての面）の**写真**を撮影しておくこととする。

⇒ （地震：木造・プレハブ(第1次)の調査票について複数の調査票を示すとともに、）**地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正**するための条件を明確化することとする。